

# 施設サービスを利用されるかたへ

介護保険制度の改正により、施設サービスを利用した場合の居住費などの基準費用額が8月から引き上がります。また、所得が一定水準以下のかたは、所得段階に応じて居住費などの負担限度額も変更になります。

**変更点1** 1日あたりの居住費などの基準費用額が引き上がります。

| 居住費など   |             |                |            | 食費     |
|---------|-------------|----------------|------------|--------|
| ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室          | 多床室        | 1,445円 |
| 2,066円  | 1,728円      | 1,728円(1,231円) | 437円(915円) |        |

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、( )内の金額

**変更点2** 1日あたりの居住費などの負担限度額が引き上がります。

| 利用者負担段階<br>全て本人及び世帯全員が住民税非課税 |                                                      | 居住費など       |                 |                  |      | 食費         |              |
|------------------------------|------------------------------------------------------|-------------|-----------------|------------------|------|------------|--------------|
|                              |                                                      | ユニット型<br>個室 | ユニット型<br>個室的多床室 | 従来型<br>個室        | 多床室  | 施設<br>サービス | 短期入所<br>サービス |
| 第1段階                         | 老齢福祉年金受給者、生活保護の受給者                                   | 880円        | 550円            | 550円<br>(380円)   | 0円   | 300円       | 300円         |
| 第2段階                         | 課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下のかた                |             |                 | 550円<br>(480円)   | 430円 | 390円       | 600円         |
| 第3段階                         | 第3段階①<br>課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下のかた | 1,370円      | 1,370円          | 1,370円<br>(880円) | 430円 | 650円       | 1,000円       |
|                              | 第3段階②<br>課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超のかた       |             |                 |                  |      | 1,360円     | 1,300円       |

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、( )内の金額

※次のいずれかに該当する場合は、対象にはなりません。

- ・住民税非課税世帯であっても、世帯分離している配偶者が住民税課税
- ・住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)であっても、預貯金などが次の金額を超える場合  
第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円 第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円  
第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円 第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円

**問合せ** 高齢介護課介護認定給付担当 ☎0480(92)1111 内線172・177～179

受けていますか？

## 肝炎ウイルス検診

7月28日は世界肝炎デー



**ウイルス性肝炎とは**

肝炎ウイルスの感染によって起こる肝臓の病気です。国内で特に多いB型及びC型肝炎は血液や体液を介して感染します。B型、C型に感染すると、徐々に肝臓の機能が失われ、肝硬変や肝がんになる場合があります。肝臓は“沈黙の臓器”と呼ばれ、肝炎になっても無症状のまま経過し、自覚症状が出た頃には重症になってしまう場合もあります。

**肝炎ウイルス検査**

採血で検査をすることができます。40歳以上で、過去に1度も肝炎ウイルス検査を受けたことがないかたは、500円で市の検診が受けられます。



**感染がわかったら**

治療によってウイルスの排除が可能な場合がありますので、専門医に相談をしましょう。



**問合せ** 健康増進課成人保健担当 ☎0480(92)1201